人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四一

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（国の行政機関の内部部局）	（国の行政機関の内部部局）
第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。	**第二条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　こども家庭庁の内部部局	（新設）
十五～四十六　（略）	十四～四十五　（略）
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）
第三条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。	**第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　警察庁の業務であって、次に掲げるもの	四　警察庁の業務であって、次に掲げるもの
イ　長官官房技術企画課情報処理センターの業務であって、人事院が定めるもの	（新設）
ロ・ハ　（略）	イ・ロ　（略）
五～十五　（略）	五～十五　（略）